

○いわき市身体障害者奨学資金支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、身体障害者に対し奨学資金（以下「資金」という。）を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図ることを目的とする。

(受給資格)

**第2条** 資金の支給を受けることができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳を所持し、高等学校その他高等学校に準ずる学校で規則で定めるものに在学する品行方正な者で、保護者が市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。

(1) その者の規則で定めるところにより算出した前年（1月から5月までの間に第4条の規定による申請をするときは、前々年。次号において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、別表第1に定める額を超える者

(2) その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその者の生計を維持するものの規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の扶養親族等の数に応じて、別表第2に定める額以上である者

(資金の額及び支給対象期間)

**第3条** 資金の額は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、8,700円とする。

2 資金の支給の対象となる期間は、次条の認定を受けた日の属する月から当該認定を受けた日の属する年度の3月までとする。

(申請及び認定)

**第4条** 資金の支給を受けようとする者は、市長に申請してその認定を受けなければならない。

(資金の辞退)

**第5条** 資金は、これを受ける者の都合により辞退することができる。

(資金の支給方法)

**第6条** 資金の支給は、4月から9月まで及び10月から3月までをそれぞれ一期とし、その期の始まる月に支給する。

(支給の停止又は廃止等)

**第7条** 市長は、支給を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、資金の支給を停止

し、若しくは廃止し、又はその理由が発生した日の属する月の翌月分以後の資金を返還させることができる。

- (1) 死亡又は退学したとき。
- (2) 休学又は停学したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

**第8条** 資金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 前項の規定に反したときは、資金の支給を停止する。

(変更の届出)

**第9条** 第7条第1号及び第2号に該当したときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して、必要な事項は市長が規則で定める。

**別表第1** (第2条関係)

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額

**別表第2** (第2条関係)

扶養親族等の数	金額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族がある)

	ときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）
--	---